

## 地域再生法施行令の一部を改正する政令の概要

内閣府地方創生推進事務局

1. 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設について  
地域再生法第5条第4項第1号ロ(1)から(3)までの規定に基づき、政令で定めることとされている施設について、以下のとおりとするもの。
  - (1) 道路、農道又は林道については、市町村道、広域農道又は林道
  - (2) 下水道、集落排水施設又は浄化槽については、公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽
  - (3) 港湾施設及び漁港施設については、地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設
  
2. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施主体となることができない都道府県及び市町村の要件について  
地域再生法第5条第4項第2号の規定に基づき、政令で定めることとされているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施主体となることができない都道府県及び市町村の要件について、以下のとおりとするもの。
  - (1) 都道府県にあっては、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行おうとする年度の前年度において、普通交付税の交付を受けていないこと。
  - (2) 市町村にあっては、次のいずれにも該当すること。
    - イ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行おうとする年度の前年度において、普通交付税の交付を受けていないこと（特別区にあっては、都が普通交付税の交付を受けていないこと。）。
    - ロ その区域の全部が首都圏整備法等で定める三大都市圏の既成市街地等の区域内にあること。
  
3. まち・ひと・しごと創生交付金の交付の事務の区分について  
地域再生法第13条第3項の規定に基づき、政令で定めることとされているまち・ひと・しごと創生交付金の交付の事務の区分について、内閣総理大臣が行う事務の区分を追加するもの。
  
4. 施行期日  
公布の日とするもの。